

議案第 80 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は瑞穂町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、

他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 町長	瑞穂町心身障害者福祉手当条例(昭和 4 8 年条例第 1 2 号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	瑞穂町特殊疾病患者福祉手当条例(平成 4 年条例第 1 3 号)による特殊疾病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	瑞穂町重度身体障害者緊急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	瑞穂町社会参加促進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	瑞穂町重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	瑞穂町重度心身障害者火災安全システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	瑞穂町訪問入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	瑞穂町心身障害者(児)交通費等助成金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 0 町長	瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 町長	瑞穂町地域活動支援センター事業の実施

	に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 町長	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 町長	瑞穂町日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 町長	瑞穂町重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 町長	瑞穂町児童育成手当条例（昭和46年条例第23号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
1 6 町長	瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第29号）によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 町長	瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第19号）による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 8 町長	瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第20号）による義務教育就学期にある児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 9 町長	瑞穂町高齢者福祉電話設置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 0 町長	瑞穂町高齢者火災安全システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 1 町長	瑞穂町高齢者緊急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

	の
2 2 町長	瑞穂町高齢者自立支援住宅改修給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 3 町長	瑞穂町高齢者自立支援日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 4 町長	瑞穂町高齢者ふれあい訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 5 町長	瑞穂町高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 6 町長	瑞穂町高齢者寝具乾燥等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 7 町長	瑞穂町特殊眼鏡、コンタクトレンズ購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 8 町長	瑞穂町後見等報酬費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 9 町長	瑞穂町徘徊高齢者探索サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 0 町長	瑞穂町高齢者紙おむつ給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 1 町長	瑞穂町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
3 2 町長	瑞穂町介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

3 3 町長	瑞穂町障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 4 町長	瑞穂町家族介護慰労金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 5 町長	瑞穂町介護保険地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 6 町長	瑞穂町福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する事務であって規則で定めるもの
3 7 教育委員会	瑞穂町奨学金支給条例(平成19年条例第11号)による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 8 教育委員会	瑞穂町就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 9 教育委員会	瑞穂町特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	瑞穂町心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	瑞穂町特殊疾病患者福祉手当条例による特殊疾病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	瑞穂町重度身体障害者緊急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	瑞穂町社会参加促進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	瑞穂町重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		の
6 町長	瑞穂町重度心身障害者火災安全システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	瑞穂町訪問入浴サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	瑞穂町心身障害者(児)交通費等助成金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	瑞穂町障害児等タイムケア事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	瑞穂町地域活動支援センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		の
1 2 町長	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 3 町長	瑞穂町日中一時支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 4 町長	瑞穂町重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5 町長	瑞穂町児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
1 6 町長	瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひ	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	とり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
1 7 町長	瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		義務教育就学児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
1 8 町長	瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学期にある児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		乳幼児医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
19 町長	瑞穂町高齢者福祉電話設置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
20 町長	瑞穂町高齢者火災安全システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
21 町長	瑞穂町高齢者緊急通報システム事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
22 町長	瑞穂町高齢者自立支援住宅改修給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
23 町長	瑞穂町高齢者自立支援日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
24 町長	瑞穂町高齢者ふれあい訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
25 町長	瑞穂町高齢者生活支	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	援ヘルパー派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
26 町長	瑞穂町高齢者寝具乾燥等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
27 町長	瑞穂町特殊眼鏡、コンタクトレンズ購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
28 町長	瑞穂町後見等報酬費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
29 町長	瑞穂町徘徊高齢者探索サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
30 町長	瑞穂町高齢者紙おむつ給付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
31 町長	瑞穂町社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の補助金の交付に	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	
3 2 町長	瑞穂町介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 3 町長	瑞穂町障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 4 町長	瑞穂町家族介護慰労金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 5 町長	瑞穂町介護保険地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 6 町長	瑞穂町福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	町長	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
2 教育委員会	瑞穂町奨学金支給条例による奨学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 教育委員会	瑞穂町就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 教育委員会	瑞穂町特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	町長	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>